

【戦争と人権】 第4回

国連憲章（一九四五年）や世界人権宣言（一九四八年）では、人類の課題として、第一に戦争を起さないことを掲げています。宣言の前文には

「人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらした」とし、人権の保障こそが最大の戦争防止になると明言してあります。戦争するためには国内の人権を踏みにじっていかなければなりません。逆に言えば、国内で人権が保障されている国は戦争できないのです。

いま、再び「戦争への道」を歩まないために、なんらかの直接の運動とともに、人権全般を保障していく活動を厚くしていくことも大切です。戦後の日生連の先輩たち（コア連）も、生活教育をそういう広がりの中で切実にとらえていました。生活教育の中で、〈戦争を止める〉深い力が培われています。



第二次世界大戦の経過や、戦前どのような動きや運動があつて憲法に行きついたのかなど、あらためて歴史を学ぶ必要があります。

デュローイは、個人と国家を対置し、その間のさまざまな組織（アソシエーション）を度外視した理論が、〈個人の投票行動〉に影響する様々な問題を見えなくした原因としています。また、「京都学派」は「体制内反体制派」として政策の検討を試みましたが、その意義と限界はどこにあつたのでしょうか。

私たちが戦争を〈反省〉するということとは、今の生活や運動で必要なことを見分け、未来をつくっていく知恵を得ることであります。

（研究部・加藤聡一）

〈参考〉

- ① ジョン デューイ（阿部篤訳）『公衆とその諸問題 現代政治の基礎』ちくま学舎、一九二四年（原著一九一七年）。特筆第4章「民主主義的國家」参照。
- ② 大橋良介『京都学派と日本海軍 新史料「大島文正をめぐって」』PHP新書、PHP研究所、二〇〇二年。特に五九ページ以下、一〇六から一〇九ページ。